

## 9. 都市基盤・まちづくり

|   | タイトル                    | 意見等   |
|---|-------------------------|---|
| 1 | 大鳴門橋の自転車道整備             | <p>突然のメールで失礼します。<br/>表題の事業が始まるとの由、一県民としてとても楽しみにしております。<br/>しまなみ海道のような、原動機付自転車も通行可能な仕様になるのかと思っておりましたが、テレビ報道を見る限り、自転車のみ対象となっているのでしょうか。<br/>現在、徳島県側から淡路島への海路はなく、原動機付自転車での往来は不可能な状態です。<br/>しかしながら本州から淡路島への原動機付自転車での渡航は、明石市明石港から淡路市岩屋港までジェノバラインという高速船により可能となっています。<br/>本州から四国への原動機付自転車の往来は、しまなみ海道以外は小豆島など島嶼を経由した海路と和歌山港への南海フェリーに限られているのが現状です。<br/>大鳴門橋の筐体は新幹線を想定した空間が残されており、その空間を利用した、従来からある渦の道、今回の自転車道整備に充てられると報道で伝えられていました。<br/>安全面など配慮を要する案件ではありますが、整備したあとに補追することは極めて難しいと想像できます。<br/>しまなみ海道と同等の利便性を実現していただければ、観光資源としても魅力が増すと思います。</p> |
| 2 | 地域公共交通輸送機関の存続について       | <p>後藤田正純徳島県知事様が徳島県民一人一人の通勤や通学の足を守り、地域公共交通輸送機関の存続のために「徳島県地域公共交通税」を創設して個々の自動車のすべての所有者に課税してください。⇒目的は徳島県における自動車依存社会を打破すること<br/>具体的には、徳島県地域公共交通税を個々の自動車の全所有者の所得税、県民税、市町村税、相続税、贈与税、事業税、事業所税などから幅広く課税する。<br/>国は自動車を贅沢品と見做しています。⇒以前は自動車が贅沢品の証である「物品税」が課税されていました。<br/>自動車保有者は「時間の利益」を得ています。</p>  |
| 3 | 高規格幹線道路の施設面における機能強化について | <p>後藤田正純徳島県知事様が徳島自動車道の無人の松茂PA、阿波PA、池田PAに売店並びに軽食コーナーを開設してください。<br/>以前、徳島自動車道の松茂PAの付近の本線上でマイクロバスと大型トラックが衝突して、重大な交通死亡事故が発生し、松茂PAが無人だったために交通事故の通報が遅れました。<br/>阿波PAの近くには、観光名所の土柱があります。<br/>高規格幹線道路とは、高速自動車国道(東名高速道路・新東名高速道路・名神高速道路・新名神高速道路)並びに一般国道自動車専用道路(E32徳島自動車道など)→国土交通省道路局の見解<br/>後藤田正純徳島県知事様が徳島自動車道の上板SAに案内所インフォメーションを開設してください。</p>   |
| 4 | 高規格幹線道路の早期整備について        | <p>後藤田正純徳島県知事様が「四国8の字高規格幹線道路ネットワーク」の早期完成をしてください。<br/>E32徳島自動車道、E55阿南安芸自動車道(桑野道路・阿波福井道路・海部道路を含む)など</p>   |
| 5 | 新町川に建設予定の新橋の名称について      | <p>およそ1年前、新町川を跨ぐ都市計画道路の橋梁の名称が「万代橋(仮称)」との説明がありました(県土整備部からの回答)。それで、自分もその後の投稿でも万代橋(仮称)を使っていたのですが、最近気づいたことがあるので報告します。<br/>県庁万代庁舎と新町川の間を通る市道を東方向に進むと、スーパーマーケットの先にJA徳島市の建物があります。その横には、新町川に通じる用水路があって、この市道が用水路を跨いでいます。欄干はないが、ポーダーが立ち上がっており、「万代橋」という橋銘板が2か所設置されています。従って、新町川に予定している新しい橋の名称は再検討された方がいいのではないかと思います。</p>  |
| 6 | 徳島県総合計画について             | <p>後藤田正純徳島県知事様が徳島県総合計画において、那賀川水系の細川内ダムの工事着工と吉野川第十堰の可動堰化工事着工をしてください。<br/>後藤田正純徳島県知事が徳島県総合計画において、徳島都市環状道路を東京都の首都高速道路の都環状C1都心環状線のように全線高架道路にしてください。<br/>後藤田正純徳島県知事様が徳島県総合計画において、港湾法第2条2号に基づいて徳島小松島港を「国際拠点港湾」にしてください。</p>  |
| 7 | 県営住宅の空き家                | <p>県営住宅に12年住んでいますが数年前から隣の部屋が空き家になっています。以前は猫を10匹以上飼っていて掃除もしないまま引っ越しをされています。床も壁も糞やらで動物園状態の様です。修理にはかなりのお金がかかるらしくそのままですが玄関から激臭が漏れています。腐食等で影響がないか心配です。ポストも郵便物が今だに届いていて自身のポストの扉も塞ぐほど郵便物で溢れています。役所に言った事がありますが特に対処はないです。税金を投入して建てた住宅なので震災等で住む所がない方へ提供する等活用したらいいと思います。近所に数件県営住宅の空き家があります。仮設住宅を建てるまえに有効利用はできないのでしょうか？</p>   |